

事業計画（宮城県名取市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	1 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年11月に策定※¹済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年2月までに着工※²済みであり、仙台空港等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）については、平成24年度末までに本復旧工事の完了を目指す。

また、他の区間についてはまちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※¹ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

- ・仙台空港等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間から優先し、平成24年2月までに本復旧工事に着工した。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・仙台空港などの地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）において、平成24年度末の本復旧工事の完了を目指す。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

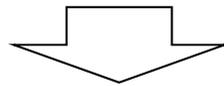
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
名取市	閑上・北釜	4,077	堤防	6.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H28.3 (H25.3)	完了予定	・応急復旧 ・本復旧 等	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

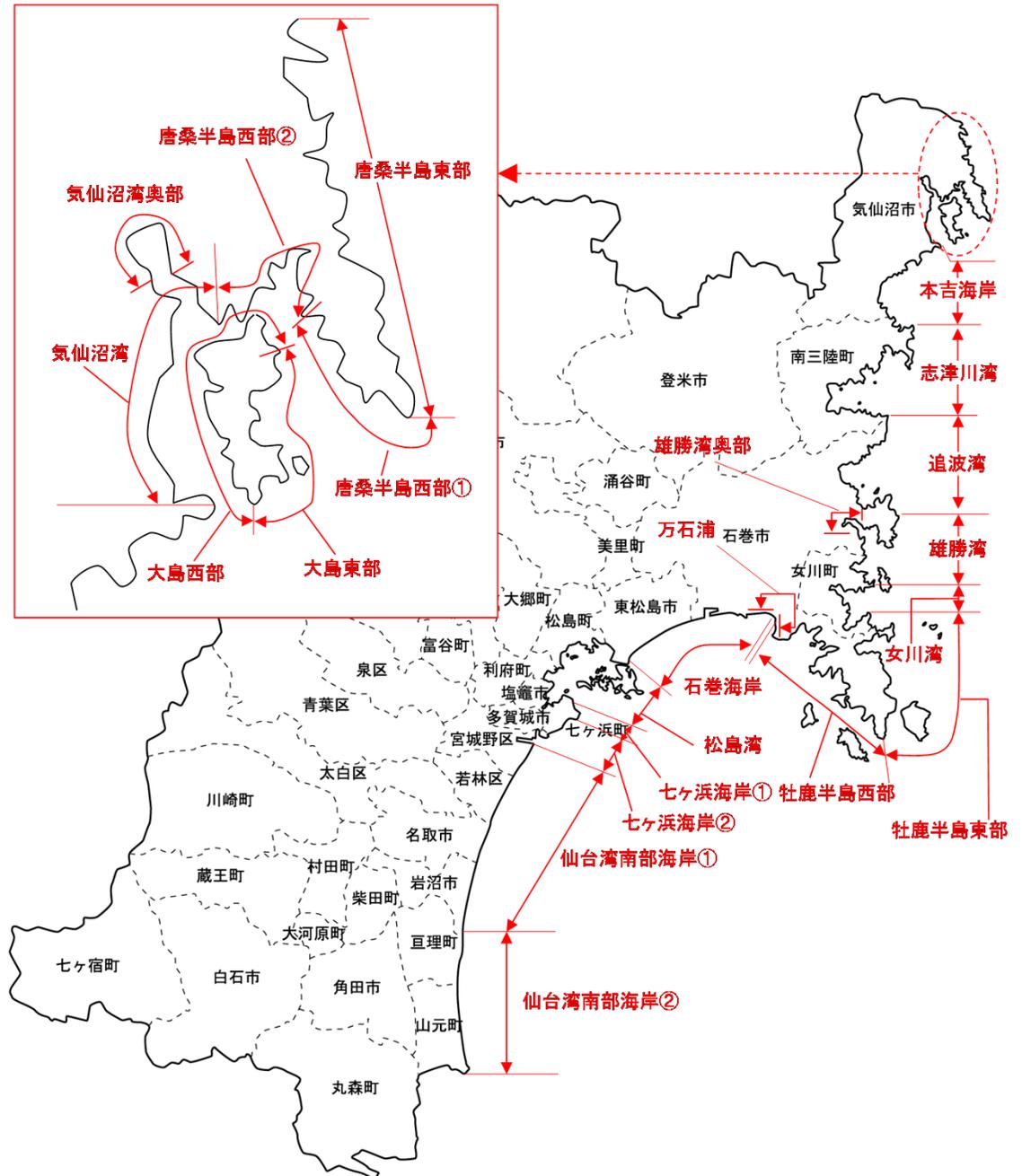
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河流の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【国管理河川（名取川）】

- ① 名取川^{※1}では、名取市で6箇所（名取川では35箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、2箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの4箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
仙台湾南部海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示。
名取川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上¹が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を閑上地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある閑上地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（2箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、2箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの4箇所の全てについても本復旧工事に着手。

名取川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示

⑧ 平成24年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における閑上地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、閑上地区の堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系名取川水系^{※1}の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、9箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い7箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った6箇所着手。

なお、名取市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに3箇所本復旧に着手予定（累計全9箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所、さらに、平成24年度内に5箇所（累計6箇所）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

- ④ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（9箇所）で災害査定を完了
- ・ 6箇所本復旧に着手

- ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・新たに、3箇所では本復旧に着手予定（累計全9箇所）。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所
平成24年度末まで：5箇所（累計6箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,670ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

閑上排水機場、境掘排水路等の基幹的排水施設について実施済み。

○ 本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 4 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○ 平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 50ha (堀内地区等)

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地 (現在復旧中の農地を含む)

約 1,150ha (名取除 1 地区等)

○ 平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 480ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

④ 区画整理等検討状況

名取地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

4. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

名取市内の閑上漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、必要性の高い機能を選定の上、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

5. 海岸防災林の再生

- ① 海岸防災林の林帯 89.2ha が被災。
- ② 林帯については、年内を目途に市復興計画や他事業との調整等を行い、林帯地盤の復旧等に必要な設計等の後、着工予定。
- ③ 林帯地盤についての本復旧は、概ね5年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね5年度で完了させることとし、全体の復旧を概ね10年で行うことを目指す。

(保全対象：国道129号線、農地、人家（閑上地区他）、仙台空港)

(なお、当地区は、民有林直轄治山事業により国が直轄実施する。)

- ① 箇所名：名取地区（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 37ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね10年で完了することを目指す。

(保全対象：国道129号線、農地、人家（閑上地区他）、仙台空港)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：下増田
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：下増田地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整い次第、事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成及び移転先の測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 土地区画整理

- ① 地区名：閑上地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査等を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
先行取得分の用地取得、実施設計（測量・調査業務含む）を行う。

(3) 学校施設等

- ① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<名取市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の18校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる12校については、平成23年度中に災害査定を終えたことから、平成24年度中に復旧完了とする。

- 甚大な被害を受けた増田西小学校、閑上小学校、閑上中学校の3校について、増田西小学校は不同沈下が起きたことから校舎を新築復旧により対応し、平成24年度に実施設計を行い、平成25年度中の復旧完了とする。

また、閑上中学校は本格復旧までの間、応急仮設校舎の建設を進め平成24年度内に完成させる。

閑上小学校及び閑上中学校の2校については、津波被害を受けたことから移転も含めた総合的な検討が必要となり、平成23年10月に策定した名取市震災復興計画を踏まえ、早急に復旧方針を策定のうえ本格復旧に着手する。

- 被災した幼稚園（3園）については、平成23年度内に事業着手し平成24年度内の復旧完了とする。
- 復興交付金事業として採択された市立学校については、以下により教育環境の充実を目指す。

基幹事業となる下増田小学校校舎増築事業については、平成24年に実施設計を行い、平成26年度までに事業完了を目指す。

<県立学校>

名取市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請又は申請予定の3校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2校については、平成23年度内に復旧完了した。
- 津波による甚大な被害を受けた1校については、名取市内西部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末の完成を目途に本格復旧に着手することとしている。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した4校及び申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる4校については、平成23年度中に全て復旧完了した。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる閑上わかば幼稚園については、平成23年10月に当市の復興計画が策定され、同計画を踏まえて将来的には閑上地区内での復旧を目指すこととなったが、暫定的に美田園地区に仮設園舎を建設し、平成24年度中に仮復旧させ、その後本格復旧に向けた取組を行う予定。しかし、閑上地区の復旧に向けては相当程度に時間を要するものと思われることから、平成26年度までに復旧場所を確定させ、復旧完了は平成27年度以降にずれ込む可能性がある。

② 大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した1法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの1団地については、甚大な被害を受けており、平成23年度に事業着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

(ii) 私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校について、以下のとおり、早期の復旧工事を実施し完了した。

比較的軽微な被害に留まる1校については、平成23年度内に事業着手し、復旧完了した。

③ 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<名取市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設については、以下のとおり復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる5施設及び公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した7施設については、平成23年度から平成24年度内の復旧完了を目指す。

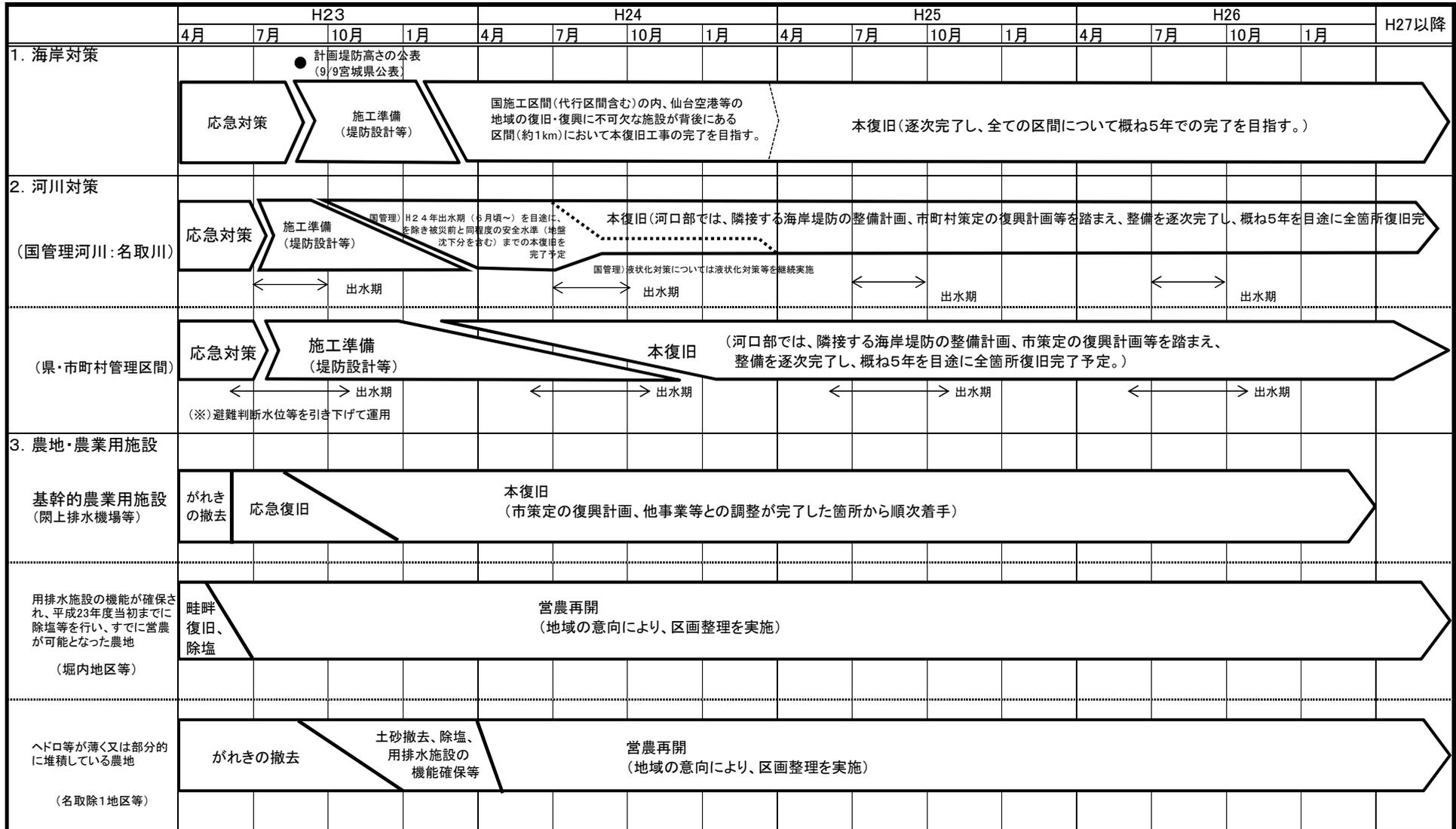
8. 土砂災害対策

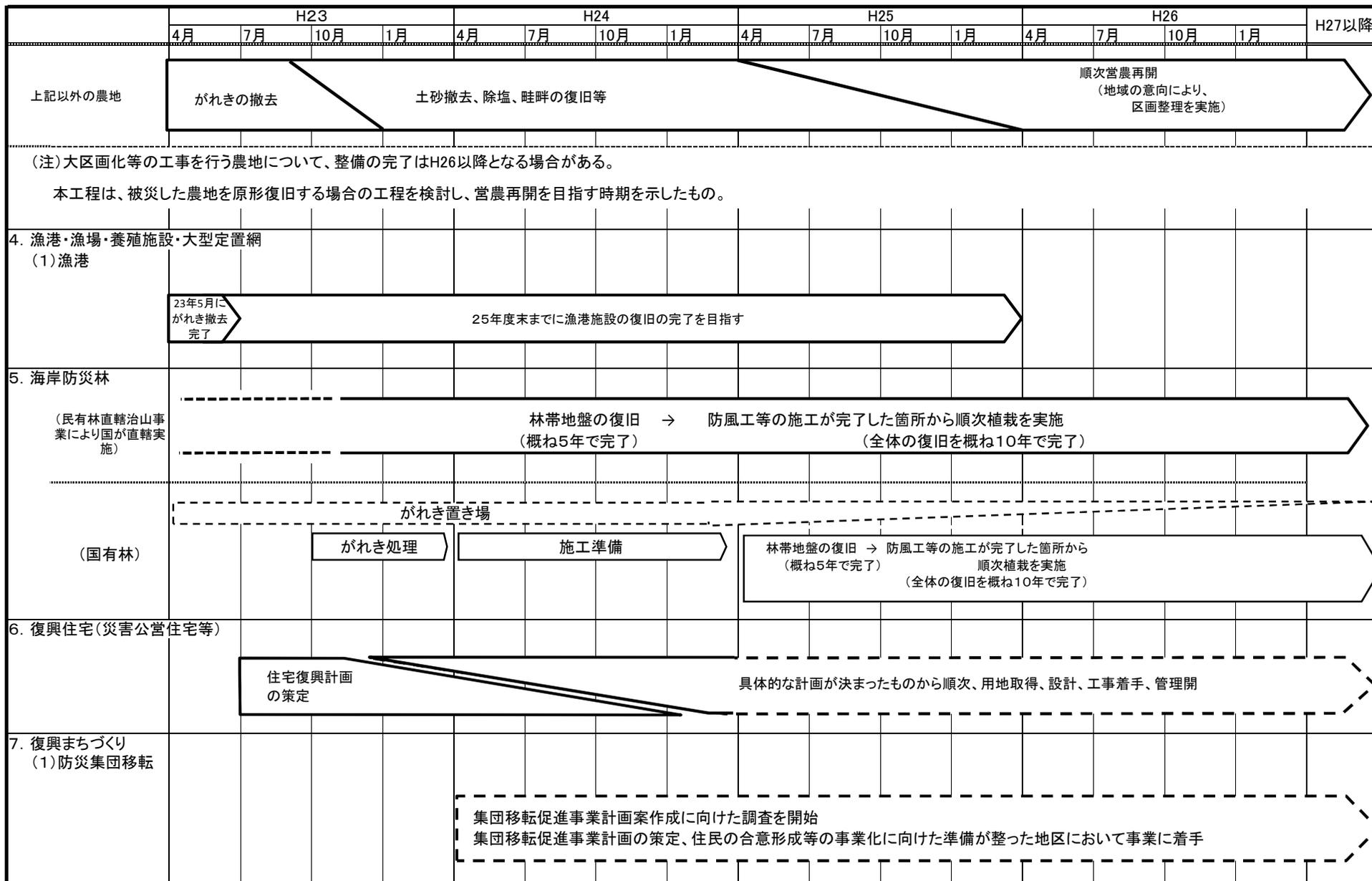
- ① 平成23年8月末までに、市内約130箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6強を観測した名取市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（636千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成24年3月までに完了した。なお、平成24年4月2日現在、全ての災害廃棄物の99%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年4月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県名取市)





	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
(2)土地区画整理																	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業計画案作成に向けた調査を開始 事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手 </div>																
(3)学校施設等																	
幼稚園・小中高等学校等																	
<市立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																	
甚大な被害を受けた学校の復旧																	
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																	
甚大な被害を受けた学校の復旧																	
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																	
甚大な被害を受けた学校の復旧																	

※ 津波による被害を受けた関上わかば幼稚園は、平成26年3月までに復旧場所を確定

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
大学等																	
<国立大学等>																	
甚大な被害を受けた施設の復旧	校舎等の復旧																
<私立大学>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<市立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧					施設等の本格復旧												
甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧					施設等の復興												
8. 土砂災害対策																	
	土砂災害危険箇所 の点検等																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																
9. 災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)																
	(木くず、コンクリートくずの再生利用)																